

「三溪園における用途制限緩和に向けた調査等業務委託」 受託候補者特定に係るプロポーザル実施要領

(趣旨)

第1条 「三溪園における用途制限緩和に向けた調査等業務委託」の受託候補者をプロポーザルにより特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 提案事業者の概要
- (2) 類似業務実績
- (3) 業務実施体制
- (4) 具体的な提案内容
- (5) 業務実施スケジュール
- (6) ワーク・ライフ・バランス及び障害者雇用に関する取組

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 提案内容
- (2) 実施体制
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
- (3) ヒアリング
- (4) 評価の集計及び報告

2 評価委員会に委員長及び副委員長を置き、その他委員は次のとおりとする。

委員長 文化観光局 副局長（総務部長）
副委員長 文化観光局 観光M I C E 振興部長

| | | |
|----|-------|-----------|
| 委員 | 文化観光局 | 企画課長 |
| | 文化観光局 | 観光振興課長 |
| | 建築局 | 建築企画課長 |
| | | 都市計画課長 |
| | 都市整備局 | 地域まちづくり課長 |

- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員長は、評価結果を文化観光局第1入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下、選定委員会と言う）に報告するものとする。

（評価結果の審査）

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- （1） 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- （2） 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- （3） 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- （4） 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- （5） その他必要な事項

附 則

この要領は、令和4年4月11日から施行する。